

京都市産業廃棄物3R推進協議会設置要綱の改正について

1 改正の趣旨

京都市では、これまで要綱により開催されていた審議会等を次のように区分・整理

- (1) 地方自治法に規定する「附属機関」として位置付ける必要があるもの
⇒ 条例の制定（9月市会に付議）
- (2) 今後も要綱により開催するもの
⇒ 各要綱の改正

※ 「附属機関」とあるとの誤解を招くことのないよう、次の事項について明確化

- ① 「附属機関」と異なり、意見聴取、意見交換等の場であること。
- ② 「組織体」ではないこと。など

2 改正の概要

項目	改正前	改正後	理由等
名称	「・・・協議会」	「・・・会議」	「審議会」、「審査会」、「調査会」、「委員会」、「協議会」等の表現を用いない。
設置・開催	「設置」	「開催」	組織体ではない。
趣旨・目的		「意見交換を行う。」 (明確化)	「審議する」、「審査する」、「調査する」等の表現を用いない。
採決	オブザーバーの規定	(削除)	採決を行わない。
委員の選任	「委嘱する。」	「就任を依頼する。」	委嘱通知書を用いない。
委員長・副委員長 の選任	委員長：互選 副委員長：委員長が指名	(各委員の同意を得て) 市長が指名	組織体ではない。
会議の招集	委員長が招集	市長が招集	組織体ではない。
その他		(文言整理など)	

※ 会議運営の実質的な変更を伴うものではない。

3 改正後の要綱

別紙のとおり

【参考資料】

- 1 議案説明書「議第120号 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の制定について」(抄) 及び議第120号～123号に対する付帯決議
- 2 「協議会」の設置根拠について